

埼玉県上尾市との災害時相互応援に関する協定書

災害時相互応援に関する協定書

(題旨)

第1条 この協定は、本宮市及び上尾市（以下「協定市」という。）のいずれかの団体の区域において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号で規定する災害が発生した場合に、「被災市」といふ。単独では、十分に被災者の救援を受けきれないときと認められるとき、同法第67条第1項の規定に基づき、被災市が救援を要請する応急措置等を円滑に遂行するため必要な事項について定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両及び資機材等の提供
- (3) 被災者の救出、医療及び防疫並びに施設の応急復旧に必要な物資及び資機材の提供
- (4) 救援及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時受入れ
- (6) 前各号に掲げるもののほか、要請のあった事項

（応援手続）

- 第3条 被災市の事項を明らかにし、文書により応援を要請するものとする。
- ただし、緊急の場合、電話、電話、電信等により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

（1）被害の状況

- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車両及び資機材の種類、品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人數及び業務内容

（4）応援の場所及び応援場所への経路

- (5) 応援の期間
- (6) 被災者の一時受入れを要請する場合にあっては、一時避難を希望する者の人及び期間

（5）（6）（7）（8）（9）（10）

（自主的活動）

- 第4条 応援を行いう市（以下「応援市」という。）は、災害の際に通信途絶等により被災市から前条の要請がない場合は、速やかにそち被害状況について自主的に情報収集を行うものとする。
- 2 応援市は、前項の情報収集により被害が甚大であると判断し、かつ、被災市と連絡できない場合は、自前の応援活動のための職員を派遣する場合においては、被災職員が消費し、又は使用する物資等を搬行せらるよう努めるものとする。
- 3 応援市は、被災直後自主的な応援活動のための職員を派遣する場合は、被災市から前条に基づく応援職員がつたものとみなすこととする。
- 4 応援市は、前項の規定により職員を派遣した場合は、被災市から前条に基づく応援費があることをとする。

（応援のため派遣された職員は、被災市長の指揮の下に活動するものとする。）

第6条 応援に要する経費は、原則として被災市の負担とする。

2 被災市が前項に規定する経費を支弁する際がなく、立替支弁を要請した場合は、応援市は、一時立替支弁するものとする。

3 応援市から派遣された職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死にした場合には公務災害補償金を要する経費は、応援市の負担とする。

4 応援市から派遣された公務災害補償金第三者に損害を受けた場合は、被災市への損害が応援業務の兼業中に生じたときには応援市に損害を受けた被災市が、被災市への往後の途中において生じたときにあつては応援市が、賠償の責任を負うものとする。（連絡担当局）

第7条 協定市は、相互応援のための窓口として連絡担当部局を定め、連絡責任者を置くものとする。

2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援が円滑に行うため、必要な機関を定期的に緊密な情報交換を行いうるものとする。

（体制の整備）

第8条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行うため、必要な体制の整備に努めるものとする。

（情報の交換）

第9条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他の必要な資料を相互に交換するとともに、災害対策に係る情報を隨時交換し、災害対策について研究するものとする。

（交流の促進）

第10条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるようにするために、常日ごろから、教育団体、青少年団体、自治会等を含めた市民レベルの幅広い交流の促進に努めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成26年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の1年前までに申出がないときは、この期満時は、さらには3年間延長されるものとし、その後において期間が満了したときも同様とする。（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及び協定に関する疑義が生じたときは、その都度協定団体で協議して定めるものとする。

（2）この協定書の成立を記すため、本書2通を作成し、本官市長及び上尾市長が署名の上、それぞれ1通を保有する。

平成23年11月11日

本官市長

上尾市長

島 村 優 行

（経費の負担）

第10条 応援に要する経費は、原則として被災市の負担とする。

第11条 応援に要する経費は、原則として被災市の負担とする。

第12条 応援に要する経費は、原則として被災市の負担とする。

第13条 応援に要する経費は、原則として被災市の負担とする。

第14条 応援に要する経費は、原則として被災市の負担とする。

第15条 応援に要する経費は、原則として被災市の負担とする。